

第 1 章

計画策定に あたって

1 計画策定の経緯

さいたま市では、性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、ともに参画できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成15年に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、男女共同参画社会の実現に向けて基本目標を定め、市と市民及び事業者が協働して男女共同参画のまちづくりに取り組むことを明記しています。この条例に基づき、初めての基本計画として「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（以下「第1次プラン」という）」を平成16年3月に策定し、計画の期間（平成16年度から20年度）5年間における各施策の積極的な推進に努めてきました。

第1次プランの計画期間が平成20年度末までであることから、次期基本計画について、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問を行い、平成20年3月に提言書が答申されました。この提言書を尊重しながら、第1次プランの内容を見直し、平成21年度から取り組んでいく、さいたま市男女共同参画基本計画「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（以下「第2次プラン」という）を策定しました。

2 計画策定の背景

社会の変化

「第1次プラン」を策定した平成16年以降、人々の生活を取り巻く社会環境は依然として変化を続けています。人口構成としては、社会全体で少子高齢化が加速し、地域社会の人口構成や労働力人口構成も変化しており、これまで社会で活躍することの少なかった人々の活動が期待されています。経済状況は景気の変動が大きく、就労の場では、非正規雇用の増大と働き方の多様化が進むとともに、正規雇用と非正規雇用の格差拡大、健康を害する働き方の問題が顕在化するなど不安定化が進んでいます。

このような社会の中で、すべての人が性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮し、仕事、家庭、地域生活など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開して豊かな人生を送るには、性別による差別や活動が制限されることのない、男女共同参画社会を実現する必要があります。

国際的には

男女共同参画推進に関する取組はこれまで、継続的に推進されてきています。国際的には、平成17（2005）年に「国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、平成7（1995）年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」や平成12（2000）年に採択された「政治宣言」・「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」成果文書の評価・見直しを目的とした10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

国では

国では、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成17（2005）年に改定し、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されています。この計画には、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性のチャレンジ支援、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直しなどが重点事項として盛り込まれました。

具体的な取組として、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた法制度の整備が進んでいます。平成12（2000）年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定されました。また、配偶者からの暴力の防止対策として、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成16（2004）年の改正では被害者の自立支援が明確化され、さらに平成19（2007）年7月には、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた改正法が成立し、平成20（2008）年1月に施行されました。

就労支援としては、平成18（2006）年改正の「改正男女雇用機会均等法」に、性別による差別禁止の範囲の拡大などが盛り込まれました。また、平成17（2005）年策定、平成18（2006）年改定の「女性の再チャレンジ支援プラン」では、子育て中の女性の学習・能力開発支援や再就職支援・起業支援のほか、様々な世代の社会参加の促進などが盛り込まれています。

平成13（2001）年に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定された後、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた取組が重視されてきました。平成19（2007）年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、国民に向けたキャンペーンなど様々な取組がなされています。

さいたま市では

さいたま市でも国際的な動きや国の取組を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

総合振興計画

さいたま市は、平成13年5月に、浦和市・大宮市・与野市の3市合併により、埼玉県で初め

ての100万都市として誕生し、平成15年4月には政令指定都市に移行しました。これに伴い、政令指定都市にふさわしい都市づくりの指針として基本構想、基本計画、実施計画の3層からなる「さいたま市総合振興計画（さいたま希望（ゆめ）のまちプラン）」を策定し、岩槻市との合併に伴い、平成17年度に改定を行いました。

男女共同参画社会の実現は、構想の7つの方向性のひとつ「理解を深め合い、多彩な交流を広げる」〈交流・コミュニティ〉に位置づけられています。

男女共同参画のまちづくり条例

平成15年に市、市民、事業者が協働して男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、誰もが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的として「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。

男女共同参画のまちづくりプラン（基本計画）

平成16年に、条例の基本目標を実効あるものとするための基本計画として策定しました。この計画により、平成16年度から20年度の5年間、男女共同参画のまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

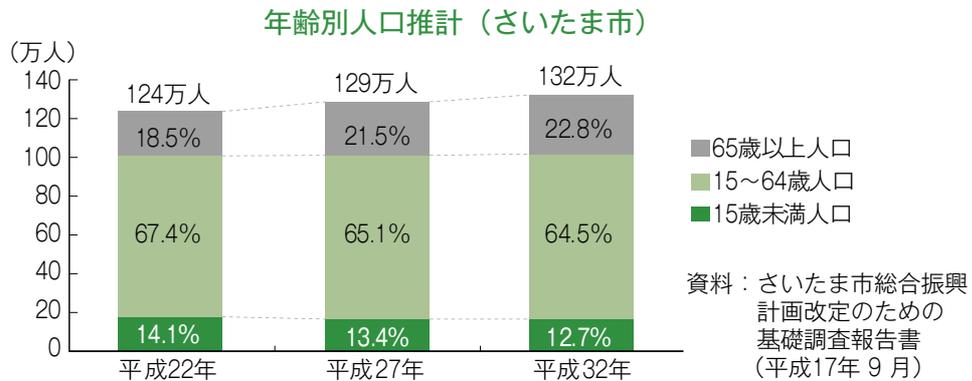
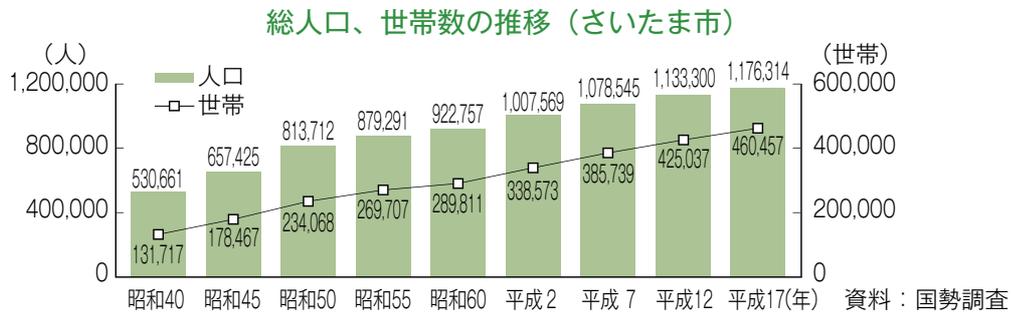
男女共同参画拠点施設

平成16年に男女共同参画を推進するための活動拠点施設として「さいたま市男女共同参画推進センター（パートナーシップさいたま）」を開設し、相談事業や講座・講演会の開催のほか、自主活動・交流支援事業などを行っています。

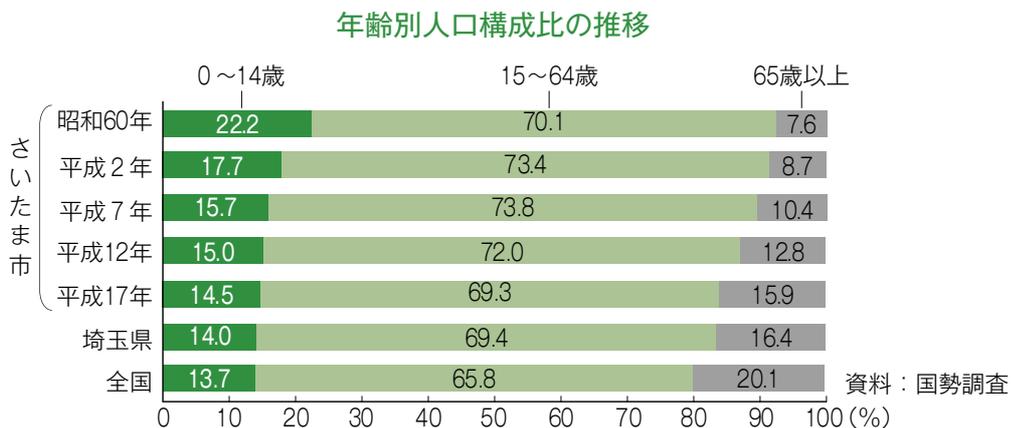
3 さいたま市の現状

1 人口・世帯

- さいたま市の人口は昭和40年～50年にかけて急増し、その後も増加を続けており、平成21年1月1日現在、人口1,211,657人、511,136世帯となっています。
今後も増加傾向は続くと考えられ、平成32年には130万人を越えると予想されます。



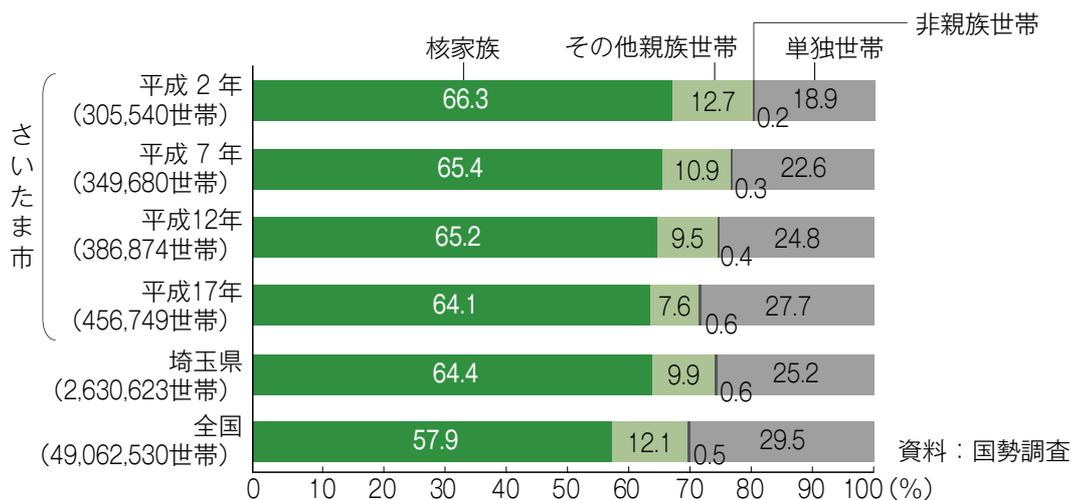
- 年齢3区分別人口*構成比では、年少人口（0～14歳）の割合の減少が続いています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は、急速に増加しており、高齢化が進んでいます。



2 家族・合計特殊出生率*

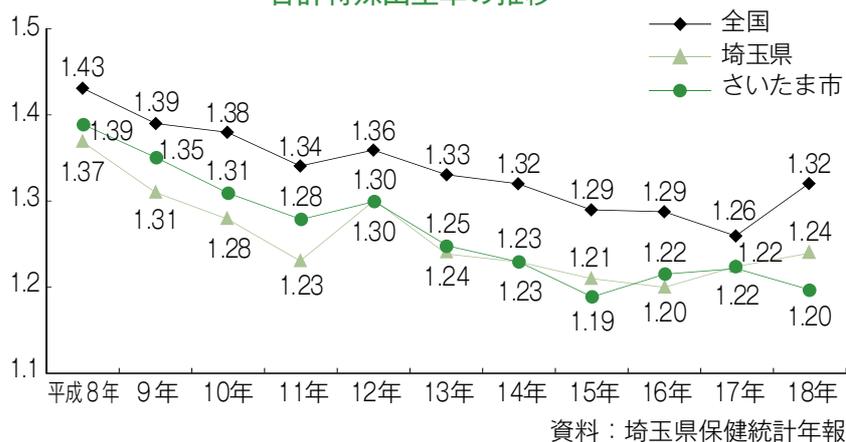
- 家族類型別一般世帯割合の推移をみると、「単独世帯」が増加し、「核家族」、「その他の親族世帯」は減少しています。
- 「核家族」の割合は減少傾向にありますが、全国と比べると高い割合を占めています。

家族類型別一般世帯割合の推移



- さいたま市の合計特殊出生率は、平成15年までは低下傾向にありましたが、平成16年からやや上昇しています。全国と比べると大きく下回っており、県平均と概ね同様に推移しています。

合計特殊出生率の推移



*** 年齢3区分別人口**

年齢3区分人口は年齢を0～14歳の年少人口、14～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3群に分けて人口を示しています。この3区分をもとにそれぞれの割合を出したのが、年齢3区分別人口割合です。

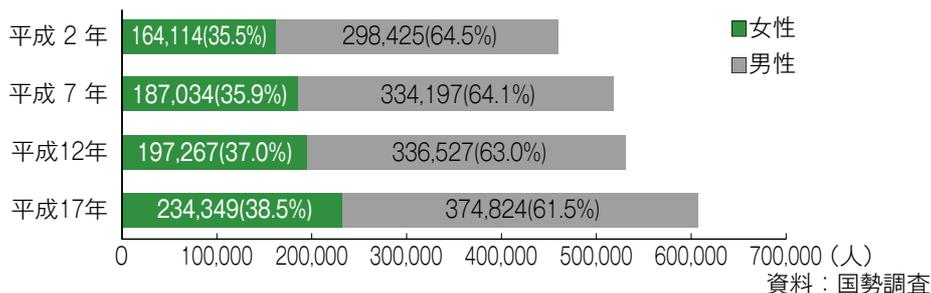
*** 合計特殊出生率**

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした場合の平均の子どもの数をいいます。

3 就業状況

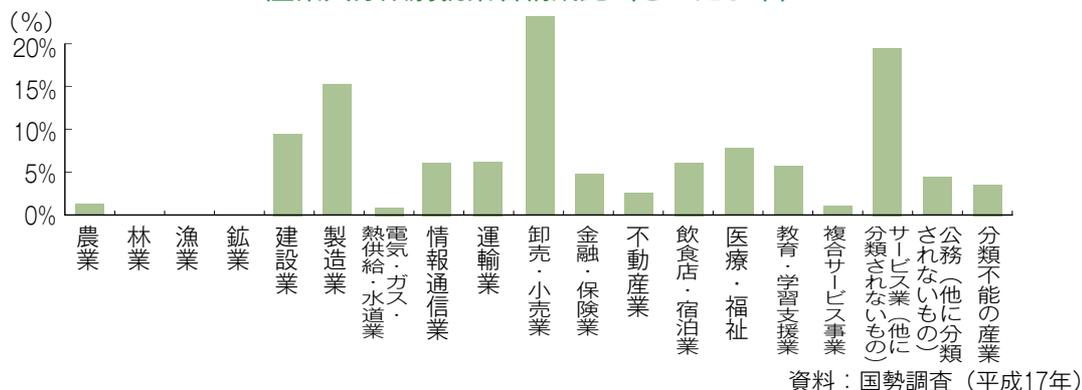
●満15歳以上の人口のうち、就業者（休業中の者を含む）と完全失業者の合計である労働力人口は、人口の増加とあいまって、男女ともに増加傾向にあり、平成12年から17年の増加率は女性18.8%、男性11.4%と女性のほうが高くなっています。

労働力人口の推移（さいたま市）



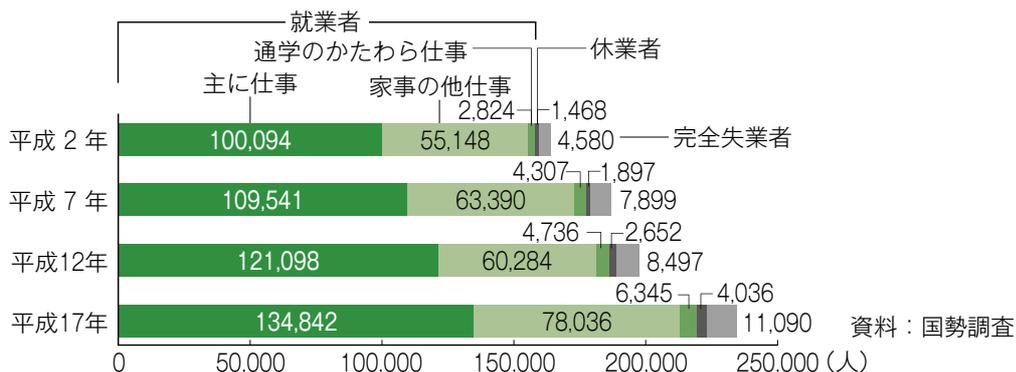
●産業大分類別に就業者数の構成比をみると、「卸売・小売業」、「サービス業」、「製造業」で割合が高くなっています。

産業大分類別就業者構成比（さいたま市）



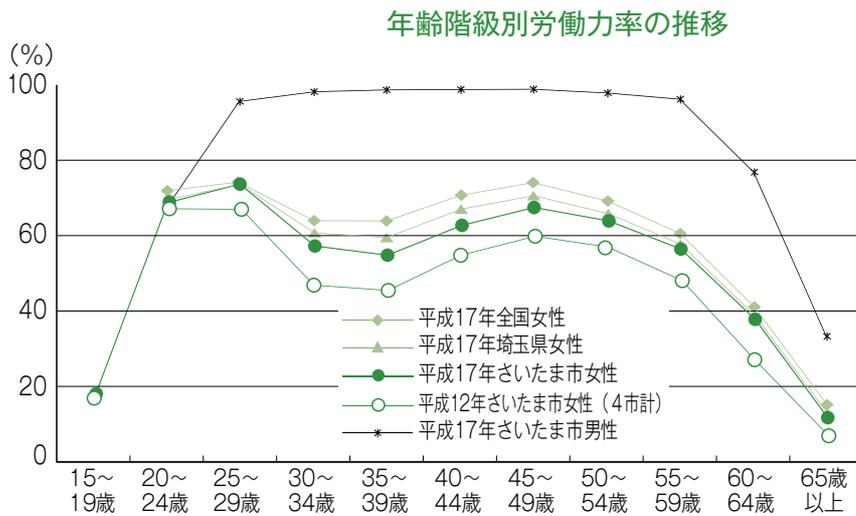
●女性の労働力人口の推移をみると、「主に仕事」、「家事の他仕事」がともに増加しています。近年、特に「家事の他仕事」の増加率が高くなっています。

女性労働力人口の推移（さいたま市）

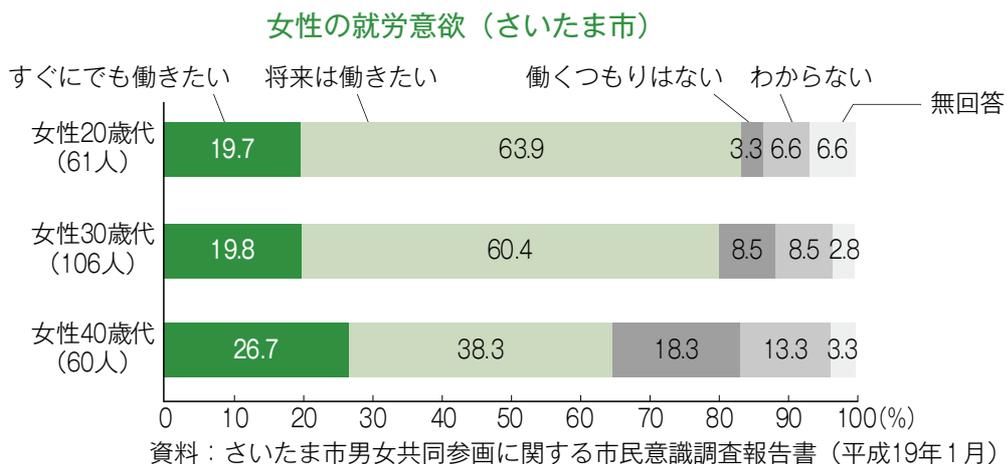


4 仕事と子育ての両立について

- さいたま市の女性の労働力率を年代別にみると、25～29歳と45～49歳を頂点として、35～39歳を底とするM字型曲線*を描いています。M字型の底は平成12年より上昇したものの、男性（市）や全国や埼玉県平均と比べて、依然として低い状況にあり、出産・子育てが女性の就労を中断させる要因となっていると考えられます。



- 市民意識調査では、現在働いていない20歳代から40歳代の女性は就労意欲が高いことがわかります。30歳代では「すぐにでも働きたい」人が約2割、「将来は働きたい」が約6割でした。30歳代と比べて20歳代では「将来は働きたい」が多く、「40歳代」では「すぐにでも働きたい」が多くなっています。



*** M字型曲線**

日本で15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときにできる、30代前半を谷とし、20～24歳、45～49歳がふたつの山になる曲線をM字型曲線といいます。結婚・出産で退職し、育児後再就職するいわゆる「中断再就職型」ライフスタイルをとる女性が多いと、M字型曲線ができます。

4 これまでの取組と今後の課題

第1次プランでは、9つの目標を定め、計画をすすめる上での重点施策として、(1) 女性に対する暴力の根絶、(2) 安全で安心して働くことができる就労環境の整備、(3) 苦情の申出・処理制度の周知・普及、(4) 男女共同参画拠点施設の活用と整備の4項目を掲げて施策を推進してきました。また、施策を推進する中で、4項目に加えて、(5) 男女共同参画の啓発事業と(6) 審議会等委員への女性の積極的登用についての取組を強化し、特に(6)は第1次プランの中で唯一の数値目標を掲げ、毎年進捗状況を確認し、積極的に取り組んできました。

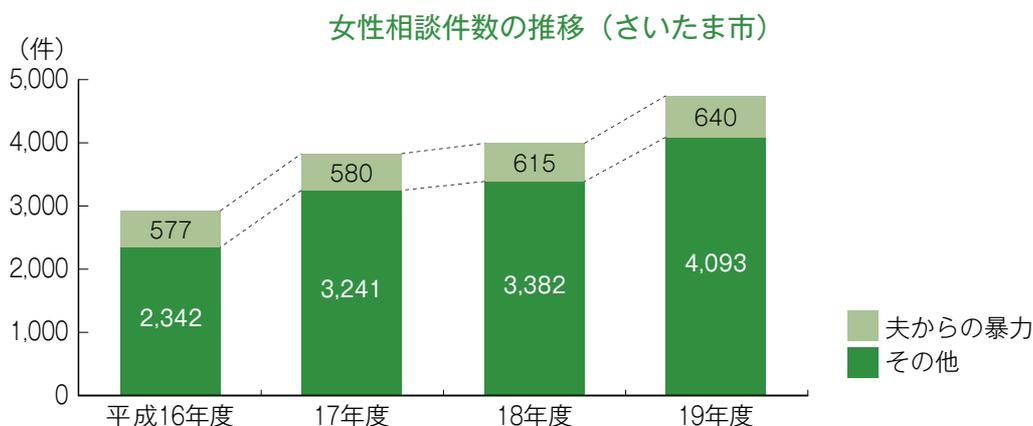
第1次プランに基づく取組によって、男女共同参画社会の実現に寄与する成果も上がっていますが、これからさらに取り組んでいかなければならない課題が残されています。

1 女性に対する暴力の根絶

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス*）防止のための講演会を開催するなど、啓発事業を実施しています。また、さいたま市男女共同参画推進センターを拠点とし、^{ひと}女・^{ひと}男プラザ、浦和・中央・岩槻区役所の5ヶ所で女性相談を実施しています。

相談件数は年々増加しており、相談内容のうち最も件数が多いのは夫からの暴力であり、平成19年度の相談件数は640件となっています。また、市民意識調査の結果では、女性の5人に1人が、配偶者等からの暴力の被害経験があることが分かりました。

今後も被害者支援を充実するとともに、被害の早期発見と加害者を増やさないための啓発を強化し、取り組んでいく必要があります。



* ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にあるものからふるわれる暴力のことです。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがあります。

2 安全で安心して働くことができる就労環境の整備

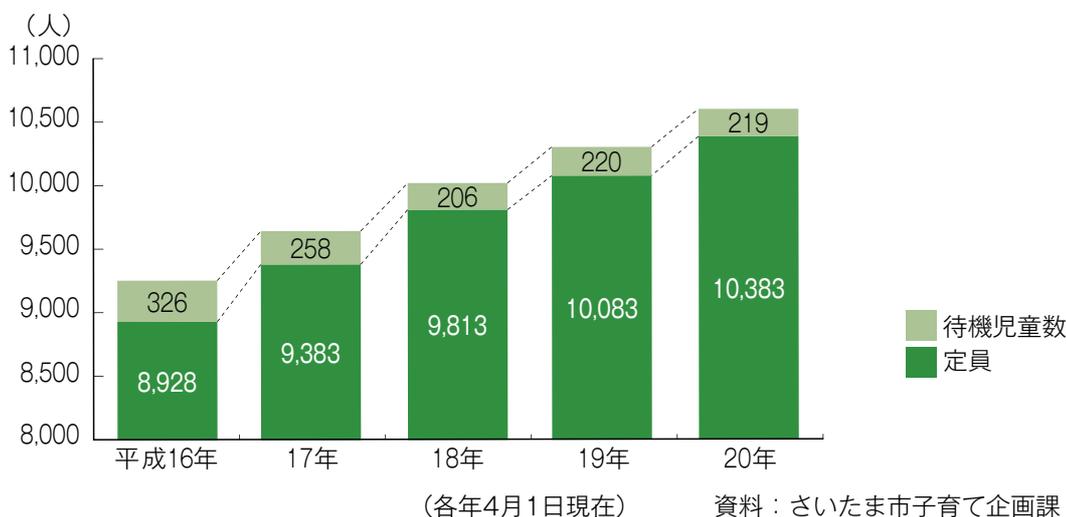
就労環境の整備を目指し、仕事と家庭生活の両立支援と職場における性差別意識の撤廃、心身の健康が保てる就業環境の整備、就業継続のための労働条件の整備についての施策を展開してきました。

仕事と家庭生活の両立支援では、「子育てするならさいたま市」のキャッチフレーズのもと、子育て支援策の充実に積極的に取り組んできました。平成17年3月に、次世代育成支援対策行動計画を策定し、待機児童解消に向けた保育所や放課後児童クラブの整備のほか、病児保育の実施など、働きながら子育てをしている保護者のニーズに対応した支援を行っています。

また、介護支援策の充実も仕事と家庭生活の両立には欠かせない施策といえます。子育てと介護の両方に向けた支援策として、育児・介護休業制度の周知と取得促進に力を入れてきましたが、市民意識調査では、仕事と家庭の両立のために必要なこととして、依然として6割を超える人が「育児・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」ことを挙げています。事業者による取組も重要となっており、社会全体が事業者の取組を評価し、後押しする必要があります。

事業者については、職場における性差別意識の撤廃、心身の健康が保てる就業環境の整備、就業継続のための労働条件の整備も、その主体的な取組がなければ実現することができません。なお一層、事業者との連携を密にし、取組を促進していく必要があります。

待機児童数と保育所定員の推移（さいたま市）



3 苦情の申出・処理制度の周知・普及

平成15年10月に設置した苦情処理委員制度により、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策や男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情について調査し、必要に応じて実施機関に対して是正などの助言や意見表明を行ってきました。市民への周知を図るため、情報公開コーナー、市のホームページなどで公表し、誰でも利用しやすいように配慮し、運営しています。

申出・処理件数はわずかであり、より広く市民が有効活用できるよう、今後はさらに制度の周知を図る必要があります。

4 男女共同参画拠点施設の活用と整備

平成16年5月にさいたま市の男女共同参画を推進するための活動拠点施設として、大宮区に「さいたま市男女共同参画推進センター(パートナーシップさいたま)」を開設し、各種女性相談の実施、講座や講演会の開催、情報の収集・提供、交流支援、センター広報誌の発行など、男女共同参画を推進するための様々な事業を展開しています。

男女共同参画推進センターの利用者は年々増加し、^{ひと}女・^{ひと}男プラザの利用者も合わせると、平成19年度には年間1万5千人を超える人が利用しています。

今後もセンターの事業を充実させ、市民のニーズを反映した魅力あるプログラムを展開し、性別による固定的な役割分担にとらわれない柔軟な意識を高めていく必要があります。

パートナーシップさいたま…大宮区桜木町1丁目 シーノ大宮センタープラザ3階
^{ひと}女・^{ひと}男プラザ…緑区中尾 プラザイースト3階

男女共同参画拠点施設の利用者数の推移（さいたま市）



資料：さいたま市男女共生推進課

5 男女共同参画の啓発事業

さいたま市男女共同参画社会情報誌「You & Me～夢～」(年2回、市内全戸配布)の発行、さいたま市男女共同参画推進団体連絡協議会との共催による「女・男フェスタさいたま」(年1回)の開催など、様々な啓発事業を実施しています。

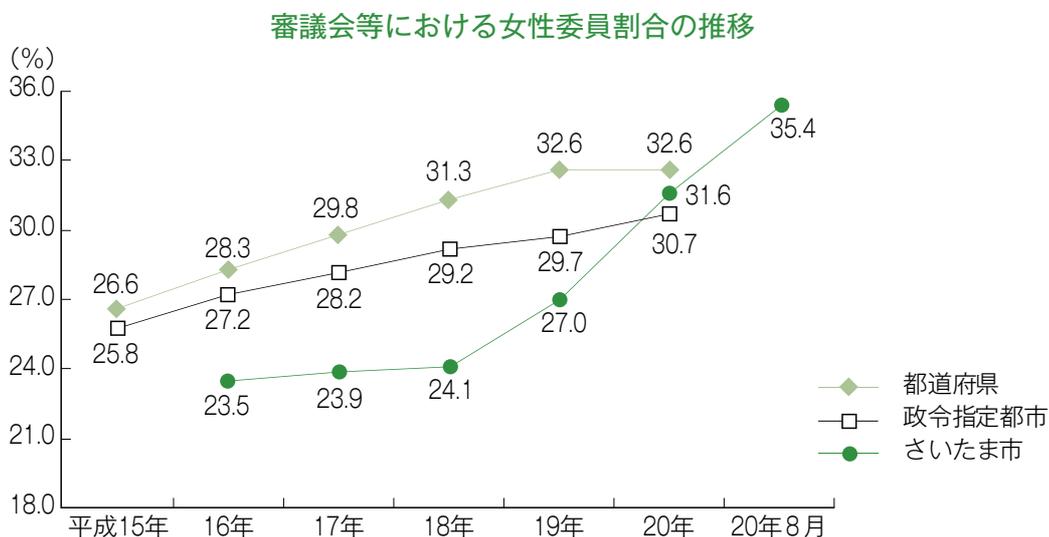
男女共同参画を市民の身近なものとするため、市民の具体的な活動などを取り上げ、繰り返し啓発していく必要があります。

6 審議会等委員への女性の積極的登用

政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進するため、市の審議会等委員へ女性を積極的に登用し、多様な意見が市政に反映されるようにしています。

第1次プランにおいて、審議会等委員における女性の割合を35%にすることを目標値として掲げ、全庁的な取組を行いました。その結果、計画策定時(平成16年4月)には23.5%だった女性の割合が、平成20年8月1日には35.4%となり、基本計画における目標値を達成しました。

引き続き、女性の参画の拡大に向けて、積極的な取組を行っていくことにより、男女の均衡を図るよう努める必要があります。



資料：さいたま市男女共生推進課・内閣府「男女共同参画白書」